

2019 年度土壤汚染対策法の施行状況及び 土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果について



環境省は毎年度調査している土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)の施行状況等について、2019 年度の結果を取りまとめました。

この内容は全国 47 都道府県及び 111 政令市を調査対象として、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に、法第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 14 条、汚染土壤処理業に関する省令第 13 条に基づく土壤汚染状況調査を実施した事例や区域指定の状況等についての報告を求められたものです。

都道府県及び政令市においては、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染状況調査による土壤汚染の把握、区域指定による汚染土壤の適正な管理が行われています。また 2019 年度において法に基づく調査結果が報告された件数は 1,257 件で前年度より 206 件増加しました。

＜法に基づく調査結果報告件数＞

法第 3 条 調査	法第 4 条 調査	法第 5 条 調査	法第 14 条 調査	処理業省令 第 13 条	合計
510(4,277)	502(2,253)	0(6)	243(3,087)	2(4)	1,257(9,627)

※()内は法施行(平成 15 年 2 月 15 日)からの累計

＜区域指定件数＞

要措置区域	形質変更時要届出区域	合計
52(712)	439(4,000)	491(4,712)

※()内は改正法施行(平成 22 年 4 月 1日)からの累計

当社では、土壤環境調査に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2021年6月25日付 環境省報道発表資料](#)

土壤環境箇所 坂田旭子

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

